

年間スローガン

ストップ・ザ 交通事故 高めようモラル 守ろうルール

年間広報重点

- ・一瞬の よそ見一生 駄目にする
- ・横断中 スマホ見るより まわり見て
- ・ヘルメット かぶって守ろう 命とルール

今後の交通安全行事予定

◎岡崎市交通安全推進協議会総会 令和7年1月23日(木)

◎岡崎市交通安全・地域安全功労者表彰式 令和7年2月22日(土)

年間サブスローガン

◆実践しよう 交通安全3S 運動



Stop(ストップ)

- ・赤信号は確実にストップ、一時停止場所では自転車もストップ
- ・横断歩道や交差点では歩行者優先
- ・飲酒運転の根絶

Slow(スロー)

- ・子どもや高齢者を見かけたらスローな運転
- ・見とおしが悪い交差点では徐行

Smart(スマート)

- ・全ての人に対して思いやりをもった運転と、運転中はスマートフォン等を絶対使用しないスマートな運転
- ・シートベルトの全席着用の徹底
- ・急発進や急制動をしない、落ち着いたアクセルの踏み込みなど環境に配慮したスマートな運転

年末の交通安全市民運動 実施要綱

期 間 令和6年12月1日(日)から12月10日(火)までの10日間

市内一斉大立哨 令和6年12月2日(月)・12月10日(火)

目 的

年末は、師走特有の慌ただしさから運転者や歩行者等の注意力が散漫となり、交通事故が起きやすくなります。また、忘年会など飲酒の機会が増えることから飲酒運転による事故が心配されます。そこで、この時期に、市民一人一人の交通安全意識を高めるとともに、安全運転や安全行動の実践を通じて交通事故の防止を図りましょう。

運動重点

- 1 歩行者の交通事故防止と交通ルールの遵守の徹底
- 2 運転者の安全運転意識の向上及び飲酒運転等の根絶
- 3 自転車・特定小型原動機付自転車利用時の交通ルール遵守とヘルメット着用の徹底

トピックス

チャイルドシートっていつまで必要??

●道路交通法で6歳未満の乳幼児はチャイルドシートの使用が義務化

6歳を過ぎたらすぐにチャイルドシートを卒業して良いのでしょうか?

6歳以上の子どもがシートベルトを着用していても、交通事故により重傷を負ったり、最悪の場合、亡くなってしまうケースがあります。シートベルトを正しく着用できることが重要です。

●シートベルトを着用するポイント

- ①背中と腰がシートに密着するように座る
- ②肩ベルトは首にかからないように鎖骨の中心を通す
- ③腰ベルトはお腹にかからないように骨盤を巻くように締める
- ④ベルトはねじれないようにして、バックルの金具は確実に差し込む

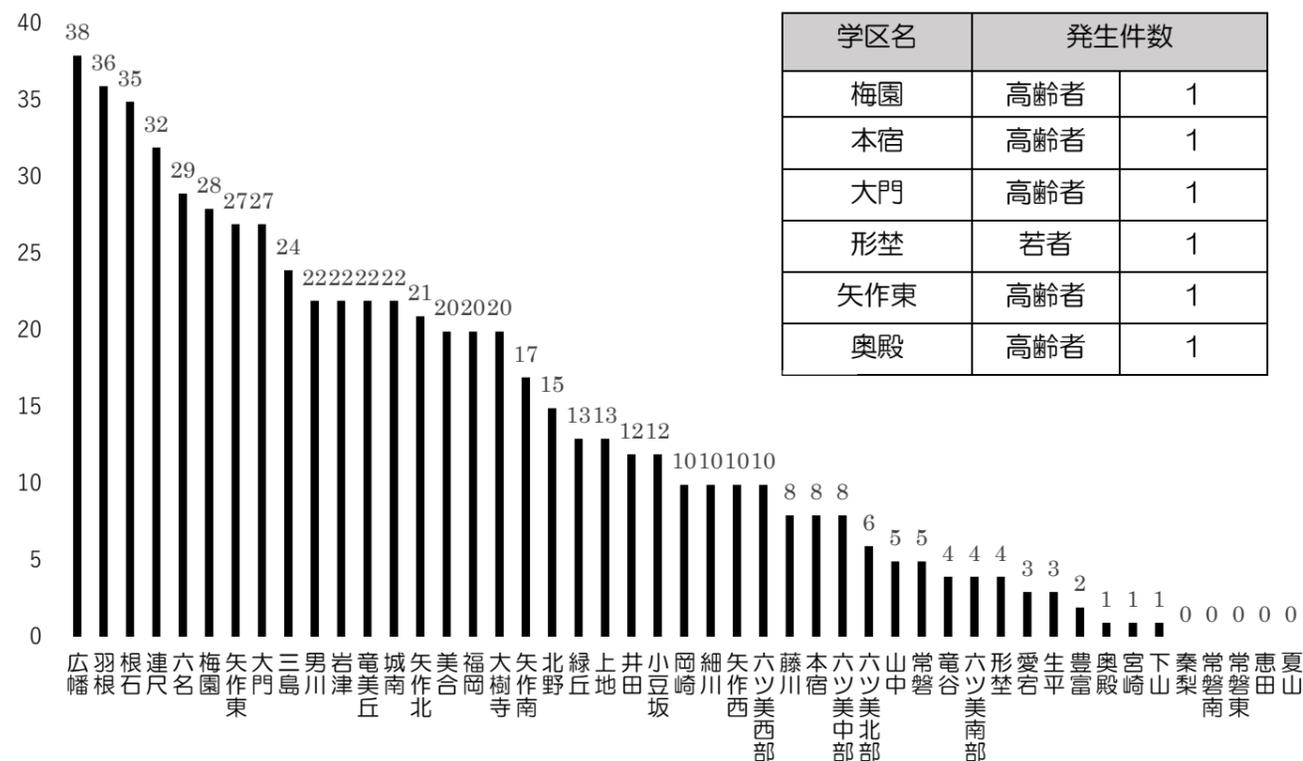


6歳を過ぎても、正しくシートベルトが着用できるまでは、

チャイルドシート(ジュニアシート)を使いましょう!!

学区別人身事故発生状況(令和6年1月~9月)

発生件数
単位:件



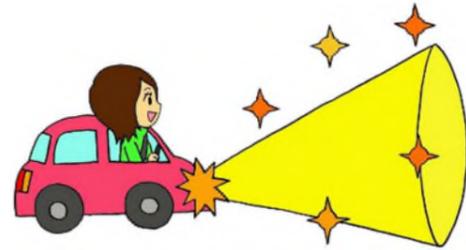
主唱 岡崎市交通安全推進協議会

事務局:岡崎市市民安全部 防犯交通安全課 〒444-8601 岡崎市十王町2丁目9番地 TEL23-6340 FAX23-6570

《岡崎警察署からのお知らせ》

例年9月から3月にかけて、夕方の5時から7時までの夕暮れ時に
交通死亡事故が多発する傾向があります！

ドライバーのみなさん



夕暮れ時の早めのライト点灯と

ハイビームの活用を！

歩行者・自転車のみなさん



明るい服装と反射材の着用を！

●点灯時刻の目安：日没時刻のおおむね1時間前

9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
17:00	16:30	16:00	16:00	16:00	16:30	17:00

人や車の動きが見えにくくなりますのでドライバーの方は早めのライト点灯・
ハイビームの活用で歩行者・自転車の早期発見に努めましょう。

歩行者・自転車のみなさんは明るい服装と反射材の着用で自分の存在をアピール
しましょう！

「ちょっとくらい・・・」は絶対やめよう飲酒運転！

アルコールが運転に及ぼす悪影響

- ・集中力が下がる
- ・多方面への注意力が下がる
- ・反応速度が遅れる
- ・視覚機能の低下 等

事故に直結！



二日酔い運転も
ダメ！

飲酒運転に対する罰則

- ・酒酔い運転……罰則5年以下の懲役又は100万円以下の罰金
- ・酒気帯び運転……罰則3年以下の懲役又は50万円以下の罰金

飲酒運転をしたドライバーだけじゃない！



車両の提供者

- ① 運転手が酒酔い運転の場合
罰則5年以下の懲役又は100万円以下の罰金
- ② 運転手が酒気帯び運転の場合
罰則3年以下の懲役又は50万円以下の罰金

酒類の提供者・同乗者

- ① 運転手が酒酔い運転の場合
罰則3年以下の懲役又は50万円以下の罰金
- ② 運転手が酒気帯び運転の場合
罰則2年以下の懲役又は50万円以下の罰金

《岡崎市からのお知らせ》

自転車の危険な運転に新たな罰則整備＆罰則強化！！

令和6年5月24日に道路交通法の一部を改正する法律が公布されました。
以下の自転車の事故防止における罰則規定が令和6年11月1日から施行されました。

●自転車の酒気帯び運転等に対する罰則の新設

罰則：3年以下の懲役又は50万円以下の罰金
酒気帯び運転とは、身体に保有するアルコールが呼気1ℓ中0.15mg以上の場合です。

※運転者以外にも自転車の酒気帯び運転をほう助した者にも罰則が適用されます。

- ① 車両の提供者
罰則：3年以下の懲役又は50万円以下の罰金
- ② 酒類の提供者、同乗者
罰則：2年以下の懲役又は30万円以下の罰金



●自転車運転中の携帯電話使用等が禁止され罰則の強化

- ① 運転中に携帯電話等を手で持って通話したり画面を注視した場合
罰則：6月以下の懲役又は10万円以下の罰金
- ② 運転中に携帯電話等を使用して交通事故を起こすなどした場合
罰則：1年以下の懲役又は30万円以下の罰金



自転車乗車用ヘルメットの購入の補助金申請を受け付けています

内 容 転倒や交通事故の際に頭部を保護する自転車乗車用ヘルメットの購入に対し、
補助金を交付
(令和6年4月1日以降に購入したものが対象)
対象者 市内に住所を有している(住民登録している)方
対 象 新品で次の安全認証が付されているヘルメット
SGマーク、JCFマーク、CEマーク(※)、GSマーク、CPSCマーク
補助額 ヘルメット購入費の2分の1
(上限2,000円)
申 込 令和6年4月1日～令和7年3月31日
申請書類を防犯交通安全課(東庁舎3階)へ提出
※予算の範囲内で申請書提出の先着順に受付

【詳しくは岡崎市防犯交通安全課ホームページで】



★令和5年4月から道路交通法が改正され、全年齢で自転車乗車中のヘルメット着用が努力義務化
(愛知県では令和3年10月1日から全年齢で自転車乗車中のヘルメット着用が努力義務化)